

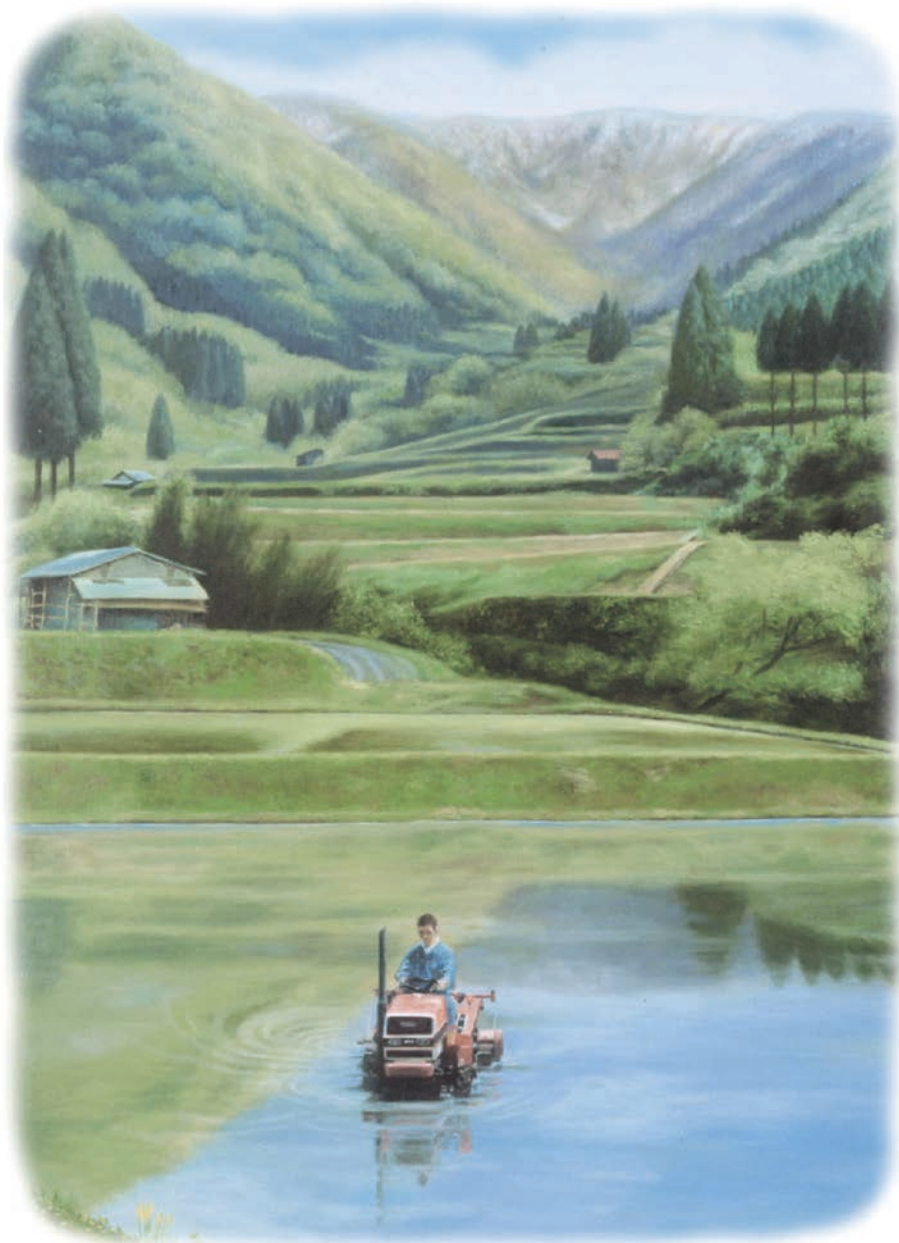
社会保険 とっとり

vol.602

2021
6

今月の記事

- 社会保険協会「令和2年度の事業と決算」のご報告
- 7月は「算定基礎届」の提出月です
- 給与からの保険料控除額は正しいですか
- 職場の健康づくりの第一歩、「社員の健康づくり宣言」
- 教授の「職場の健康づくり研究室」 第85回 ～草刈り考～
- 契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内



国府町 上地の田植
油彩画200号
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

(一財)鳥取県社会保険協会 令和2年度の事業と決算のご報告

令和2年度の事業内容と収支決算を次のとおりご報告いたします。

令和2年度事業報告

1. 社会保険振興事業

- (1) 広報紙「社会保険とっとり」の発行(毎月)
- (2) 冊子「社会保険の事務手続」の配布
- (3) 社会保険委員会連合会並びに各地区の
社会保険委員会の諸活動に協力支援
- (4) ホームページを開設し本協会事業を周知

2. 健康保持増進事業

- (1) 職場の健康づくりの支援
 - ①事業所内健康づくり講習会への講師派遣
 - ②健康づくりDVDの貸出
 - ③生活習慣病予防及び健康づくり等の広報
 - ④家庭常備薬の斡旋
 ※新型コロナウイルス感染予防のため各種大会は中止
- (2) 契約保養施設を設け利用料の一部補助・
優待利用

令和2年度決算

(単位:円)

経常収益

受取会費	26,375,280
特定資産運用益	1,301
雑収益	225

計 26,376,806

経常費用

社会保険振興事業費	12,663,749
健康保持増進事業費	5,113,468
管理費	5,870,387

計 23,647,604

当期経常増減額 2,729,202

(一財)鳥取県社会保険協会 役員・評議員 (令和3年6月8日現在)

会 長

宮 崎 正 彦【(株)鳥取銀行】

副 会 長

坂 口 吉 平【(株)山陰放送】

前 田 和 雄【(株)東郷電機製作所】

常務理事

松 田 雅 彦

理 事

安 東 潔【日ノ丸自動車(株)】

衣 川 伸 一【日ノ丸産業(株)】

岩 田 謙二郎【(株)福 栄】

監 事

坂 本 顕【大和建設(株)】

馬 野 慎一郎【馬野建設(株)】

長 瀬 晋 吾【(株)ホテルハーベストイン米子】

評 議 員

木 村 江美子【鳥取信用金庫】

山 下 雅 史【(株)吉谷機械製作所】

西 村 欣 憲【日 段 (株)】

寺 方 泰 夫【(株)寺方工作所】

山 根 理 道【寿スピリッツ(株)】

山 根 淳 史【米子商工会議所】

年金事務所からのお知らせ

7月は「算定基礎届」の提出月です

被保険者の標準報酬月額は実際に受けた報酬にあわせて毎年9月に決定し直されます。事業主の方は、7月1日現在の全被保険者の3カ月間（4～6月）の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。

今年度の提出期限は、7月12日（月）となりますので、期限までにお届けいただくようお願いいたします。

決定し直された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）は固定され、納付していただく保険料額の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。

記載方法などで不明な点がある場合は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



給与からの保険料控除額は正しいですか

健康保険、厚生年金保険料の額は、事業主と被保険者で半分ずつ負担し、被保険者分については給与から控除することができるとされていますが、その控除額が誤っているものが見受けられることがあります。

保険料額が変更されるのは、次の場合ですのでご注意ください。

- ①算定基礎届により標準報酬月額が変更されたとき
- ②月額変更届により標準報酬月額が変更されたとき
- ③保険料率が改定されたとき

このように、標準報酬月額または保険料率が改定されたときは、給与から控除する保険料額の見直しが必要となります。保険料額の確認や見直しには、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご利用ください。

詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

職場の健康づくりの第一歩、

「社員の健康づくり宣言」

Q 従業員の健康のため、職場の健康づくりに取り組もうと考えています。協会けんぽ加入の会社であればサポートが受けられると聞いたのですが、どのようなサポートが受けられますか？

A 健康づくりに活用していただけるカルテや事例集の送付、健康講座の実施やご案内など、様々なサポートを行っています。何から始めたらいいかわからないという事業所様はぜひ「社員の健康づくり宣言」を行ってください。協会けんぽが健康づくりをサポートいたします。

手続きは簡単！協会けんぽ鳥取支部ホームページから「社員の健康づくり宣言書」をダウンロードして、FAX(0857-25-0060)するだけ

働きやすい
職場に
しましょう！



宣言していただくと
協会けんぽが
健康づくりをサポートします！

2,355事業所が
宣言中！

サポート

1

事業所の健康課題を見える化！企業健康度カルテ

事業所ごとに健診検査値を集計し、健康リスクを見える化！
企業健康度カルテで、事業所の健康課題が簡単にチェックできます。

企業健康度カルテ（イメージ）



サポート

2

他の事業所の取り組みは？「社員の健康づくり」事例集

様々な事業所の健康づくりに関する取り組み事例を、わかりやすくまとめました。
この事例集を読めば、ご自身の事業所にあった取り組み事例がきっと見つかるはず。



サポート

3

健康づくりの情報満載！健康経営通信に健康講座

健康づくりに関する情報誌、「健康経営通信」で気になる健康情報をお届け。また健康講座やセミナー等（無料）の開催も。これらを活用して健康に関する知識を深めましょう！



健康づくり担当者研修会をオンラインで開催します！

参加費無料！
どなたでも参加できます



2021年 **8月5日 木** 13:30 ~ 16:00

原則、オンラインでの開催となりますが、
会場（倉吉未来中心）で視聴していただくこともできます。

オンライン
開催！

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 企画総務グループ

☎ 0857-25-0051

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送可能です。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます！

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>





第85回 草刈り考

▼草刈り考

私の実家は鳥取市郊外の田舎にあり、母が一人で暮らしている。もともと農家でもあったので、むやみに屋敷が広い。祖父が健在のころは、庭や畑の手入れは念入りで、毎日のように庭を掃除していた姿を思い出す。今は母一人では手に負えず、長男の私の出番となるわけだが、仕事の関係でせいぜい月1-2回しか実家には帰れない。立夏のこの季節、雑草の勢いはたいへんなもので、ちょっと油断すると草刈りがたいへんである。祖父のような丁寧なことはできないので、とりあえず刈り払い機で草刈りをする。庭のような石や塀があるところは、ワイヤー式が便利である。刈り払い機のエンジンをかけプロテクターをつけて、さあ草刈りだと意気込んでみる。放置された畑地の草刈りをもっとたいへんだ。これから夏にかけて草刈りを定期的にやらないと、あっという間に雑草に占領されてしまう。

▼自然の中で暮らすということ

私自身は鳥取県西部の街なかで暮らしている。実家の庭や畑の管理は、月2回程度ではとても追いつかない。雑草で庭が覆われると荒れ果てた感じがして、母の居心地も悪い。そもそも、なぜこんな広い庭が必要だったのだ、と恨み言のひとつも言ってみたくなる。むかし農業をやっていたころは、4世代がこの家で暮らし訪問客も多く、皆この庭を眺めていた。だからこそ、祖父は毎日のように庭の手入れをかかさなかった。いまは来客もなく、母が一人で暮らす古びた家と庭をどうすればよいのか、悩ましいことである。昔は、春にフキノトウ、今時期はタケノコ、夏はキュウリやナスと、季節のものが食卓にあがっていた。里山や畑がきちんと生活に密着していたのだ。竹林も、農作業に必要な資材として無駄にすることはなかった。その土地での暮らしが希薄になれば、役立っていたはずの自然のひとつひとつが負に転換してしまう。

▼思い出と現実

自分が高校まで育った実家が荒れはてるのを見るのは、忍びないものがある。できることなら、往時と同じような風景を維持したい。しかし、農業などの生活実体がなくなり、目に見える風景だけを維持することに、どんな意味があるのだろうか。母のいまの暮らしがあるにせよ、介護の必要な高齢者が一人で暮らすような環境ではない。私と同じような悩みを抱えている同世代の人は、意外と多いのではないだろうか。思い出だけでは、生きられない。だが、思い出を捨てつづけていく先には、何が待っているのだろうか。草刈りの手をとめ、暮れゆく庭を眺めながら、ふと呆然としてしまうのである。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

契約保養施設 利用料補助・優待利用のご案内

鳥取県社会保険協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります。)の被保険者とその被扶養者が契約保養施設を利用した場合、宿泊料等の一部補助及び優待利用を行っています。

詳細につきましては、当協会ホームページ内の「契約保養施設利用補助」及び「契約保養施設優待利用」をご覧ください。

▶ 利用料補助施設

施設名	所在地	電話番号
氷ノ山高原の宿 氷太くん	鳥取県八頭郡若桜町つくよね	0858-82-1111
国民宿舎 ブランナールみささ	鳥取県東伯郡三朝町三朝	0858-43-2211
鳥取県市町村職員共済組合 湊泉閣	鳥取県東伯郡三朝町山田	0858-43-0828
国民宿舎 水明荘	鳥取県東伯郡湯梨浜町旭	0858-32-0411
ホテル大山しろがね	鳥取県西伯郡大山町大山	0859-52-2211
増設 緑水園	鳥取県西伯郡南部町下中谷	0859-66-5111
但馬牧場公園まきばの宿	兵庫県美方郡新温泉町丹土	0796-92-1005

※宿泊利用者1人につき1,500円を補助(1年度に1事業所10名以内)。

利用申込書はホームページの「契約保養施設利用料補助」から印刷してください。

▶ 優待利用施設

- 船員保険会【4施設】
- ホテル法華クラブグループ【19施設】
- 高輪・品川プリンスホテルグループ【4施設】
- プリンスホテルご優待プラン
(全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等)
- 湯快リゾートグループ【29施設】
- ダイワロイヤルホテル【27施設】
- かんぼの宿【35施設】
- HMIホテルグループ【42施設】
- クア・アンド・ホテルグループ【4施設】
- その他【宿泊施設10施設・日帰り施設6施設】

※施設により優待内容、利用方法等が相違します。「施設利用会員証」の交付が必要です。

交付申請書はホームページの「契約保養施設優待利用」から印刷してください。